

四万十市告示第72号

四万十市ウェディング支援給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和4年6月28日

四万十市長 中 平 正 宏

四万十市ウェディング支援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市ウェディング支援給付金給付事業（以下「給付事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、市内の結婚式等の実施件数が減少していることから、要件に該当するカップルが結婚式等を実施した場合に当該経費の一部を支援することで、結婚の意志をもつカップルの結婚を後押しし、結婚に向けた機運醸成と関連する商工業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の目的を達成するために、四万十市ウェディング支援給付金として市によって贈与される給付金をいう。
- (2) 結婚式等 結婚式及び披露宴をいう。
- (3) フォトウェディング 結婚を記念して写真又は動画の撮影を行い、飲食を行わないものをいう。
- (4) ウェディングプランナー等 結婚式等の企画及び運営を行う事業者及びフォトウェディングの一式を取りまとめる者をいう。
- (5) 結婚式場等 主として結婚式等の用に供される施設及び神社、教会、屋形船、飲食店等の結婚式等が実施できる場所をいう。
- (6) カップル 一組の男女のことをいう。

(給付対象事業)

第4条 給付金の給付の対象となる事業（以下「給付対象事業」という。）は、次に掲げる事業で、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 市内に事業所を有するウェディングプランナー等に結婚式等の企画及び運営を委託し、市内の結婚式場等において令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会及び一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が策定した結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づく新型コロナウイルスの感染防止対策を講じた結婚式等を挙げる事業
  - (2) 市内に事業所を有するウェディングプランナー等にフォトウェディングの企画を委託し、令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に、フォトウェディングを行う事業
- 2 前項の規定にかかわらず、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年3月22日規則第7号。以下「規則」という。）第2条第2項第5号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなると認める場合は、給付金の給付の対象としない。

(給付対象者)

第5条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすカップルとする。

- (1) 第7条の申請の日において、カップルの双方又は一方が本市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 前条第1項に規定する給付対象事業を実施した者。

- (3) 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの期間中に婚姻届を提出している又は提出する予定の者。若しくは令和2年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出したが、結婚式等中止若しくは延期した者。
  - (4) 給付金の給付申請を行う時点で婚姻関係にある者。
  - (5) 給付金の給付を受けた後も四万十市に定住する意思のある者。
  - 2 前項の規定にかかわらず、給付対象者の双方又は一方が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付の対象としない。
    - (1) 規則第2条第2項第5号のいずれかに該当すると認められる者
    - (2) 過去に給付金の給付を受けた者
    - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者  
(給付金の給付)
- 第6条 市長は、給付対象者に対し、この要綱に定めるところにより、給付金を給付する。
- 2 給付の対象となる経費は第4条第1項に規定する給付対象事業の実施に要する経費とし、次の各号に掲げる経費については対象としない。
    - (1) 交通費
    - (2) 宿泊費
    - (3) 衣装購入費
    - (4) 結婚指輪代
    - (5) 前4号に掲げる経費のほか、市長が適当でないと認める経費
  - 3 給付対象者に対して給付する給付金の額は、対象経費の実支出額に3分の1を乗じた額とし、50万円を限度とする。
  - 4 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。  
(計画の認定)
- 第7条 給付金の給付を受けようとするカップルは、原則として、当該給付を受けようとする給付対象事業に係る費用の全部若しくは一部の支払をする前に、当該事業の実施に関する計画を市長に提出して、その認定を受けなければならない。ただし、令和4年4月1日から令和4年7月10日までに給付対象事業が完了している場合はこの限りではない。
- 2 前項に規定する認定を受けようとするカップルは、四万十市ウェディング支援給付金給付事業ウェディング計画認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。
  - 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは四万十市ウェディング支援給付金給付事業ウェディング計画認定通知書(様式第2号)により、これを認定しないときはその旨を書面により、当該申請者に通知するものとする。
  - 4 市長は当該計画の認定に際し、必要な条件を付することができる。  
(認定計画の変更等の申請等)
- 第8条 前条第1項に規定する認定を受けたカップル(以下「認定事業者」という。)は、認定計画の内容の変更又は認定計画を中止しようとするときは、あらかじめ四万十市ウェディング支援給付金給付事業認定計画変更等承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、予定されている給付金額の10万円未満の増減等の軽微な変更の場合は、この限りではない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、当該申請をした認定事業者に通知するものとする。  
(認定計画の認定の取消し)
- 第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定計画の認定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により計画の認定を受けたとき。
  - (2) 規則第2条第2項第5号のいずれかに該当することとなったとき。
  - (3) 認定計画に従って給付対象事業を実施しないとき。

(4) 認定計画を中止したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、計画の認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、認定事業者に通知するものとする。

(給付金の給付申請)

第10条 認定事業者は、給付金の給付を受けようとするときは、認定計画に係る給付対象事業の完了後に、四万十市ウェディング支援給付金給付申請書兼請求書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 第7条第1項ただし書きにより認定の申請が不要であった者が、給付金の給付を受けようとするときは、様式第4号に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(申請受付開始日及び申請期限)

第11条 第7条第2項及び前条第1項並びに第2項の申請の受付は、令和4年7月11日から行うものとする。

2 第7条第2項及び前条第1項の申請の期限は、令和5年2月28日とする。

3 前条第2項の申請の期限は、令和4年11月30日とする。

(給付の決定)

第12条 市長は、第10条第1項及び第2項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付の可否を決定し、適当と認めたときは四万十市ウェディング支援給付金給付決定通知書(様式第5号)により当該申請をした認定事業者に通知して、給付金を給付し、適当でないとは認めるときは当該認定事業者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、前条の規定により給付金の給付決定を受けた認定事業者が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたことが明らかになったときは、当該給付の決定を取り消し、給付を行った給付金の返還を求めるものとする。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項ただし書きにより認定の申請が不要であった者は、第12条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「認定事業者」とあるのは「給付対象者」と読み替える。